

空家等対策計画を策定

近年、地域における人口減少や既存住宅の老朽化などに伴い空き家などが年々増加しています。今後も少子高齢化の進展によりさらに増加することが懸念されることから、防災や防犯機能の低下など、さまざまな面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが考えられます。

こうした状況を踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき、令和2年3月に「高梁市空家等対策計画」を策定しました。

**主な目的** 空き家などに関する次のような施策などを総合的かつ計画的に推進します。

- ①さまざまな問題を抱える空き家などの所有者に対する相談体制の強化
- ②空き家などの適切な管理や利用の促進
- ③管理ができていない空き家などの解消に向けた対策の強化 など

☎(21)0259



文化振興基金助成事業を募集

**対象** 市内の団体など

- 対象事業** ①歴史的文化の調査・保護 ②文化の普及・顕彰 ③文化の交流・研修 ④優秀芸術の誘致・収集 ⑤文化施設の整備 ⑥歴史的重要施設の整備 ⑦地域の活性化促進を図るための施設整備 など

※対象とならないもの ①営利を目的とする事業 ②特定の政治・宗教・営利団体などの活動および宣伝を目的とする事業 など

**助成額** 事業経費の2分の1以内

**申し込み** 5月29日(金)まで

☎社会教育課☎(21)1516

スポーツ激励金を交付

県予選、中国大会などの地区予選および国内大会予選や選考会を経て全国大会に出場し、次の要件に該当する個人または団体へ激励金を交付します。

- ①市内在住者 ②市内の学校、企業などの単独チームとして大会に出場する団体 ③市内在住で、市内外の学校、団体などに所属している人
- ④市内在住で、国民体育大会の要項に記載される監督およびコーチ

高梁市若者定住促進住宅助成金

☎住もうよ高梁推進課☎(21)0282

区分	対象者	要件	助成額	QRコード
住宅を新築する場合	40歳以下の人、または同居し扶養する子が15歳以下である人	<b>用地取得</b> 購入代金が200万円以上の住宅用地の購入	購入代金の10分の1 交付限度額 100万円	
		<b>住宅新築</b> 台所、風呂および便所を有する延床面積70㎡以上の住宅の新築(共同住宅を除く)	三世帯同居・近居世帯 60万円 15歳以下養育世帯 50万円 その他世帯 30万円 ※市外業者施工の場合は半額	
住宅を購入する場合	40歳以下の人、または同居し扶養する子が15歳以下である人	①購入代金が200万円以上の中古住宅、または建売住宅の購入	購入代金の10分の1 交付限度額 15歳以下養育世帯 100万円 その他世帯 50万円	
住宅をリフォームする場合	①婚姻後1年を経過していない人、または6カ月以内に婚姻予定の人(夫婦いずれかの年齢が40歳以下であること) ②同居し扶養する子が15歳以下である人	①自らが居住し、自己または同居の親族などが所有する戸建て住宅の修繕、改修、増築などの工事であること ②市内の建築業者などが施工する場合で、補助対象工事が100万円以上であること	対象工事費の10分の1 交付限度額 50万円 ※過去に住宅リフォーム事業費補助金、または空き家活用事業助成金の交付を受けた住宅は、50万円から当該交付額を差し引いた額が上限となります。	
婚姻後、民間賃貸住宅に入居する場合	婚姻後1年を経過していない人(夫婦いずれかの年齢が40歳以下であること)	①家賃月額3万円以上の民間賃貸住宅に住み始めて1年を経過していないこと	月額1万円を1年間交付	

※平成30年7月豪雨災害で被災した人(り災証明書の交付を受けた人)は特例事項があります。

⑤市長が特別に対象と見なす人

**申請方法** 申請書をスポーツ振興課へ提出してください。申請書は提出先に備えているほか、市ホームページからダウンロードできます。

なお、申請は大会開催前に行ってください。

☎スポーツ振興課  
☎(21)0425



自動車税種別割の納付

自動車税種別割は、毎年4月1日時点で自動車を持つ人が納める県の税金です。

5月上旬に納税通知書が届きますので、6月1日(月)までに金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。インターネット(Yahoo! 公金支払い)を利用したクレジットカード(PayPay、LINE Pay)を利用による納付もできます。

また、口座振替を利用している人は、6月1日(月)に指定の銀行口座から引き落とされますので、事前に準備をしてください。

☎岡中県民局税務部  
☎086(434)7071

おかやま森づくり県民税

県は、県民共有の財産である森林を適切に保全するため、おかやま森づくり県民税を導入し、県民の皆さんにご負担をお願いしています。

皆さんが納めたおかやま森づくり県民税により、間伐など森林の手入れや、作業を行う担い手の育成、公共建築物などへの木材利用の促進などをを行っています。

私たちの生活にとってかけがえない森林をより良いかたちで次の世代へ引き継いでいくため、ご理解とご協力をお願いします。

森づくり県民税の仕組み

**納税方法** 県民税(均等割)に加算して納付します。

**納める額(年額)** 個人500円/法人(資本金などの額に応じて)1000円~4万円

**使い道** ①水源の涵養(かんき) 県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり ②森林整備を推進するための担い手の確保・育成と木材の利用促進 ③森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進

☎岡山県税務課  
☎086(226)7241

第2次地域公共交通網形成計画成計画を策定

市は、平成27年3月に策定した「高梁市地域公共交通網形成計画」により交通再編を進めてきましたが、計画期間の終了にともない第2次計画を策定しました。

第2次計画では、公共交通の利用者減少、増大する公共交通関連支出などの課題を踏まえ、持続可能な公共交通体系の構築を5カ年計画の中で段階的に進めていきます。

主な取り組み

- ①路線バス、生活福祉バス、ふれあいタクシーについて、見直し基準により廃止を含めた検討を行います。
- ※見直し基準：路線バス収支率30%未満の路線、生活福祉バス1便当たりの平均乗車人数3人未満、ふれあいタクシー1便当たりの平均乗車人数1.5人未満
- ②公共交通空白地の高齢者などの移動手段確保として、タクシー利用助成制度を創設します。
- ③運転免許自主返納者への支援、交通事業者への支援を検討します。

☎高梁市地域公共交通会議(市民課)☎(21)0254

農作業機付きトラクターの公道走行について

道路運送車両法の基準が緩和され、農耕トラクターの利用者が制限事項を遵守することにより、農作業機を農耕トラクターに装着したままでも公道を走行できるようになりました。

注意点と条件

- 農作業機を装着すると、幅が1.7mを超える場合があります。この場合、道路交通法で定められている大型特殊自動車免許(農耕車限定含む)が必要となります。
- ※農作業機の幅は端から端までの寸法です。耕耘幅ではありませんので注意してください。
- 農作業機を装着しても、灯火器類が周囲から確認できる必要があります。
- 安定性の保安基準を満たせない場合は、運行速度が時速15km以下の速度制限と制限を受けた車両の表示が必要となります。

○幅が2.5mを超える場合は、表示や灯火器類、特殊車両通行許可を受けるなどの対応が必要になります。

☎JA晴れの国おかやま・びほく広域営農経済センター(旧JAびほく)

☎(22)4553